

事 務 連 絡

平成 25 年 1 月 18 日

議会事務局長 様

総合企画部総務課長

専決処分の報告について

下記事件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので連絡します。

記

|         |  |     |         |
|---------|--|-----|---------|
| 専決処分年月日 | 平成 25 年 1 月 16 日                               | 番 号 | 専 第 2 号 |
| 事 件 名   | 道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について                      |     |         |
| 専決処分の概要 | 平成 24 年 10 月 23 日に発生した道路上の事故について、相手方と示談を締結するもの |     |         |

|         |   |     |         |
|---------|---|-----|---------|
| 専決処分年月日 | 平成 25 年 1 月 16 日                              | 番 号 | 専 第 3 号 |
| 事 件 名   | 自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について                      |     |         |
| 専決処分の概要 | 平成 24 年 12 月 18 日に発生した自動車事故について、相手方と示談を締結するもの |     |         |

専第2号

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の道路上で発生した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月16日

柏崎市長 会 田 洋

記

| 相手方の住所及び氏名 | 和解条件   | 損害賠償額        |
|------------|--|--------------|
|            | 柏崎市は、甲の代替交通費用の被害総額（27,780円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として甲に支払うものとする。 | 円<br>27,780  |
| 乙          | 柏崎市は、乙の自動車の被害総額（432,550円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として乙に支払うものとする。   | 円<br>432,550 |